

令和6年7月23日  
地方独立行政法人りんくう総合医療センター  
事務局総務課 高山  
電話：072-469-3111（代表）  
内線：2925

### 職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

1 被処分者の所属	りんくう総合医療センター 医師 40代
2 処分年月日	令和6年7月23日
3 根拠法令	就業規則第56条第1項第4号、第6号及び第10号
4 処分内容	懲戒解雇
5 処分理由	今回、当該職員の重大な非違行為が確認されたため、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員就業規則第56条第1項第4号、第6号及び第10号の懲戒処分の事由に該当することから、処分を行った。

#### ○センターのコメント

今回の事象に関し、利用者や関係者の皆様方にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。大変遺憾なことであり、信頼を著しく失墜させましたことを深くお詫び申し上げます。当センターといたしましては、本件について、厳正に対処し、対象職員に対して処分を行いました。

今後、更に服務規律遵守の徹底を図り、皆様の信用と信頼を回復するよう努めてまいります。